

軍事費の引き上の一方で、生活保護費の段階的切り捨て

1/31 T.S

日常生活費にあたる「生活扶助」基準を総額 740 億円（約 7.3%）減額

2013 年度から 3 年間で 670 億円減らし、さらに、年末に支給する「期末一時扶助金」（1 人 1 万 4000 円）（70 億円のカット）。

全受給世帯の 96% が引き下げられる。71% の世帯は削減幅「5% 以下」だが、2% の世帯は「9～10%」減る。

引き下げは「子育て世帯」への影響が大きいのが特徴。人数の多い世帯ほど引き下げ幅が大きくなるように受給額を見直している。主に都市部で下がるとみられる据え置きか増額の世帯は 3% である。

生活保護は、医療扶助・生活扶助・教育扶助・住宅扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助の 8 種類からなっています。これら 8 種類ある扶助の合計額が、最低生活費となり、ここから収入を差し引いた額が、実際の生活保護の受給費用の支給額となります。

生活扶助費の減額例（厚労省の試算）

	都市部	これまで			
		8月～	2015年4月～		
20～40歳の夫婦	都市部	これまで	13万円		
		8月～	12万6000円		
	町村部	2015年4月～	11万7000円	(△10%)	-13,000
		//	10万1000円		
			9万9000円		
			9万4000円	(△6.9%)	-7,000
夫婦(40歳代)と小・中学生	都市部	これまで	22万2000円		
		8月～	21万6000円		
	町村部	2015年4月～	20万2000円	(△9%)	-20,000
		//	17万7000円		
			17万2000円		
			16万2000円	(△8.5%)	-15,000

生活扶助の支給額は年齢や世帯人数、地域によって決まる

例えば、横浜市などの都市部では、40代夫婦と小・中学生の4人世帯の場合でみると、2015年度以降は今より2万円のマイナス。(月々の生活扶助費 20万2000円)

しかし、70代以上の単身者は3000円減の7万4000円で、町村部では大きく変わらない。

(母子世帯)						
母(40歳代)と子2人(小・中学生)	都市部	これまで	21万5000円	(△8.4%)	-18000	
		8月～	20万9000円			
		2015年4月～	19万7000円			
	町村部	//				17万3000円
						17万円
						16万3000円 (△6.4%)
母(40歳代)と子5人(5歳、小学2人、高校生2人)	都市部	これまで	32万7000円	(△8.3%)	-27,000	
		8月～	31万8000円			
		2015年4月～	30万円			
	町村部	//				26万6000円
						25万9000円
						24万5000円 (△7.9%)
母(30歳代)と子6人(0歳、5歳、小学1人、中学2人、高校生1人)	都市部	これまで	37万6000円	(△7.7%)	-30,000	
		8月～	36万6000円			
		2015年4月～	34万6000円			
	町村部	//				30万8000円
						30万1000円
						28万5000円 (△7.5%)

(高齢世帯)						
70歳以上 单身	都市部	これまで	7万7000円	(△3.9%)	-3,000	
		8月～	7万6000円			
		2015年4月～	7万4000円			
	町村部	//				6万円
						6万円
						6万円 (△1.7%)

(注) 都市部(1級地1)、町村部(3級地2) 生活扶助費は、母子加算などを含む 端数処理により差額が一致しないことがある

更に、

2015年度から 家賃にあたる「住宅扶助」の基準額と光熱費にあたる「冬季加算」をそれぞれ2015年度に14年度比で約30億円削減、計60億円ほど削減するとした。

・現在、住宅扶助費は東京23区で、5万3700円 ※単身者上限

ただでさえ、生活困窮者が借りられる低家賃のアパートは少ない。

「生活保護」として今の住まいを選んだわけでもない世帯が半数。

長年その地域に住んでいる高齢者、子どものいる世帯は、そんなに簡単に転居できない。

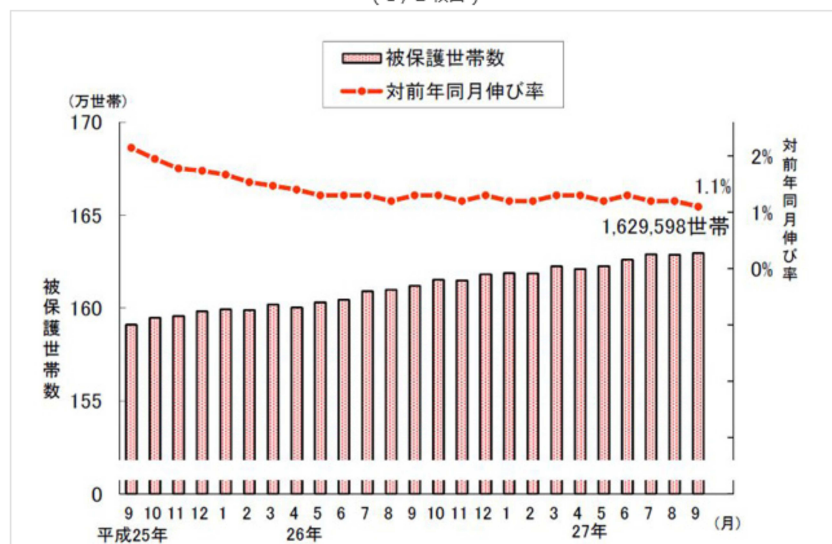
生活保護受給世帯の 48%は保護開始前から継続して現在の住居に入居しており、保護開始を機に住居が決定されたわけでは必ずしもない。

引き下げにより、今でも住居を借りることが困難な「住宅弱者」が大量に存在する。精神障害を抱える生活保護受給者は、不安から服薬量が増えたり、不眠症状が生まれている。

母子世帯の母親からは「次回更新時に追い出されないだろうか」と不安な声が寄せられる。千葉県銚子市の県営住宅に住んでいた母子家庭の母親が、住宅の立ち退き期日当日に、一家心中を図り、娘を殺害する凄惨な事件があった。

現在カットされようとしてる「冬季加算」はあるが、そもそも生活保護に「夏季加算」という加算は存在しないため、多くの生活保護世帯で「夏場は光熱費節約のために暑さをガマンする」という選択が行われている。「熱中症で搬送され、集中治療を受けた」という話は後を断たない。救急搬送と集中治療に必要な費用は、エアコン1台分をはるかに上回るであろう。この上、冬季加算を削減されれば、凍死あるいは寒冷に係る疾患で死に至る生活保護利用者が増加するのは間違いない。

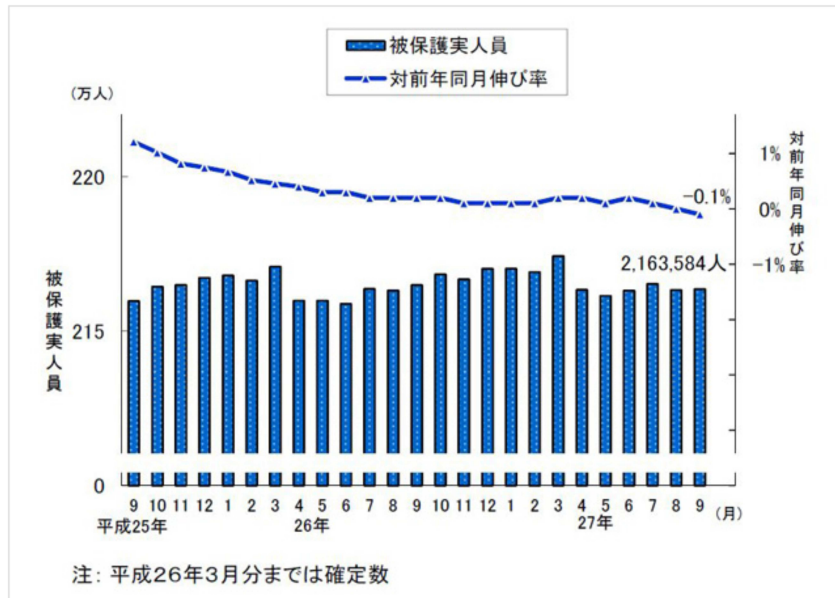
厚生労働省の 2015 年 9 月分の被保護者調査によると、9 月時点の生活保護受給世帯は前月比 874 世帯増の 162 万 9,598 世帯、過去最多。増加は 2 カ月ぶり。前年同月比では 1 万 7,645 世帯増加した。



注: 平成26年3月分までは確定数

生活保護受給者数は前月比 228 人増の 216 万 3,584 人と、2 カ月ぶりの増加。前年同月比では 1,325 人減少した。

世帯別にみると、高齢者世帯(男女とも 65 歳以上の世帯、またはこれらに 18 歳未満の未婚者が加わった



世帯)が全体の49.4%に当たる80万301世帯と、初めて80万世帯を突破し最も多くなった。以下、働ける世帯を含むその他の世帯が27万2,564世帯、傷病者世帯が25万3,386世帯、障害者世帯が18万9,752世帯、母子世帯が10万4,723

世帯と続いた。

厚生労働省がまとめた、2011年度時点での生活保護者の、年代別構成比

20歳代は3.0%であり、
 30歳代は6.7パーセント、
 40歳代は10.5パーセント、
 50歳代は13.6パーセント、
 60歳代は23.0パーセント、
 70歳代は28.1パーセント。

年金の引き下げ、医療費、保険料の負担増で生活が困難になる高齢者がふえ、生活保護の受給が増加

物価上昇が続いているにも関わらず、根拠が不明瞭なまま、一昨年から生活扶助基準が引き下げられ続けている。また、生活保護基準は最低賃金にも連動し、最賃の引き上げを阻害する要因になる。

2012年に扶養能力があると思われる芸能人の母が生活保護を受給していたと、あたかも「不正受給」だという誤った報道を大きく取り上げ、これをきっかけに生活保護受給者への疑いの眼差しを強くした。

最近では大分県府の受給者がパチンコをしてないかの調査をしたり、受給者に対して厳しくなってる。不正受給は百数十億円で全体の0.4%程度に過ぎない。

世間の厳しい目をむけさせることで、本当は生活保護が受けられる生活水準なのに受給を受けにくくさせていることこそが問題。

生活保護受給による「食費や生活費が足りない」という相談も相次いでいる。

でも、そんな主張ができる生活保護受給者はわずかで、実際には泣き寝入りが大半だ。声など怖くて挙げられないと。

2015年度の生活保護費は2014年度と比較して188億円も少なくなっている。

オスプレイ2機をかわなければまかなえる。

「日本は、頑張った人が報われる社会だと思いますか?」 … 雨宮処凛

今回の主役は福島県に住むA母さんとその長女A子さん(高校生)だ。

A母さんの家庭は、彼女とA子さんからなる母子世帯。うつ病を患うA母さんは、数年前から生活保護を受けて暮らしている。そんなA母さんの長女・Aさんは、高校3年間にわたり、年17万円の給付型奨学金を受けられることになった。そして昨年、奨学金の一部・14万円を受け取るが、福祉事務所は全額を収入認定してしまうのだ。

どういことかという、奨学金を世帯の「収入」とみなし、その分の保護費を減額したのである。これでは、奨学金をもらった意味がまったくない。というか、Aさんが努力して手にした奨学金を、福祉事務所が「生活保護世帯なんだからダメ」とブン取ったようなものである。Aさんは奨学金を、大学進学のための学習塾や参考書購入費、また修学旅行費に充てるつもりだった。そんなささやかな子どもの夢を奪おうとしたのである。

10月17日、東京で開催された反貧困大集会に福島から参加してくれたA母さんは、この「収入認定」の決定を聞いた時のA子さんの様子を語ってくれた。

「本当にがっかりしていました。やっぱり奨学金は簡単に貰えるわけではなくて、成績だったり出席率だったり、クリアすべきものがたくさんあったんです。それをこなして行って、やっと努力して手にした奨学金なので、本当にがっかりして…。『私の努力は一体なんだったの』って。『全部とられるんだったら、なんのために頑張ったのかわからない。どうせこんなことになるんだったら何もしない方がいい』って」

A子さんは、しばらくは何もできないような状態だったという。

「生活保護世帯の子どもの夢を奪う」ような事例は川崎市でも起きている。現在大学生のBさんが高校生時代の話だ。1年間、アルバイトして月に2～3万5000円の収入を得ていたBさんは、バイト代を申告する義務があると知らず、申告していなかった。しかし、福祉事務所の調査によって収入があることがわかり、「不正受給」とされ、1年間のバイト代・約33万円全額の返還を要求される。

ちなみにバイト代は、9万8000円の修学旅行費や大学受験料に使われた。自分でバイトしたお金で修学旅行に行き、大学受験料を払う。見上げた高校生である。そしてその後、見事大学に合格しているのだ。そんなBさんにバイト代の「全額返還」を求めた福祉事務所。父親は提訴し、横浜地裁は今年3月、「不正受給と断ずるのは原告に酷」として、全額返還命令の決定の取り消しを命じた。

ほっと胸を撫で下ろす判決だが、よく聞く「生活保護の不正受給」という言葉、こうした「高校生のアルバイト代の申告漏れ」がかなりの割合を占めているのである。また、川崎のケースでは申告していなかったことが「不正受給」とされ全額返還を求められたわけだが、バイト代を申告すると様々な控除があり、月に3万5000円程度のバイト代であれば、かなりが手元に残ることになる。また、バイト代を修学旅行費やクラブ活動などに充てる場合、そもそも収入と認定しない仕組みもあるのだ。

A子さんの話に戻ろう。

「奨学金の全額収入認定」にA母さんは納得がいなかった。そこで「福島市生活と健康を守る会」に相談。すると、「それはおかしい」ということになる。

そうして反貧困ネットワークふくしまの会員につながり、弁護団が結成される。審査請求、再審査請求をし、今年4月、福島市に収入認定の取り消し及び損害賠償を求めて提訴。現在も係争中だ。

10月17日、反貧困大集会には弁護団の一人・関根未希弁護士も参加してくれた。

「この一連の闘いで私たち弁護団が訴えてきたのは、大きく分けて3つあります。ひとつは、そもそも奨学金自体を収入認定の対象としている国の基準が違法ではないか。それから、仮に国の基準を前提としたとしても、今回の奨学金というのは、A母さんの娘さんが高校生活を送ったり、大学等への進学のために必要なものなので、収入認定したこと自体が間違いだと思っています。

あとは、ここが一番問題なんです。福島市は、子どもが高校に入学した時にどれくらいの費用が必要なのかとか、どれくらいが生活保護費で賄われるのかとか、そういうところをまったく調査検討しないで収入認定してしまっています。単純に生活保護世帯にお金が入ったからそれを削ればいいというような発想で運用しているのは明らかです。

このような扱いを認めていては、貧困の連鎖は断てないと思います」

裁判の行方はぜひ見守っていきたいが、この件に関して、大きく動いたことがある。それは弁護団の再審査請求に対し、8月6日、厚生労働大臣が福島市の判断に誤りがあるとして収入認定を取り消す判決を出したこと。もっとも、福島市はいまだに間違いを認めず、争っているため、福島市の責任を明らかにするため、損害賠償という形で裁判は続いている。

また、A子さんの訴えを契機として、更に大きく動いたことがある。今年10月から、生活保護世帯の高校生が奨学金を得た場合、それを「塾代」などに充てる場合は収入認定されない、というふうに運用が変わったのだ。

これまで、高校生の奨学金は修学旅行費や部活動費の不足分、私立授業料の不足分としては収入認定から除外されていた。それが10月から、学習塾の授業料、入会金、模試代、教材費、交通費が収入認定されないことが明記されたのだ。

が、いまだに大学の受験料、入学料に関しては認められておらず、こちら「貧困の連鎖」を断ち切るためにぜひ獲得したいところだが、「塾代もOK」というのは、とてつもなく大きな一歩である。一人の高校生とその母親が声を上げてくれたことによって、こうして変えられることはあるのだ。その勇気が、同じような境遇の人たちを多く救い、これからも救っていくシステムとして機能し続けるのである。

この背景には、A子さんの問題について、国会で追及した議員の存在もある。私が知るだけで、共産党の田村智子議員、そして生活の党と山本太郎となかまたちの山本太郎議員が質問で取り上げた。小さな声を掬い上げる議員を増やしていけば、変えることって意外とできるのかもしれない。

2013年度の生活保護世帯の高校生は約5万7000人。これまでは保護費を減らされることを懸念し、塾に行くことを諦めていた高校生も多いという。また、生活保護世帯の子どもの大学・短大への進学率は19.2%(13年3月卒業)。同時期の卒業生の進学率は53.2%ということを見ると、やはり圧倒的に低い。

しかし、事態はほんの少しずつだけど、動いている。A子さんの高校生活が充実したものになることを願いつつ、裁判を見守っていきたい。